

(趣旨)

第1条 民生委員法(昭和23年法律第198号。以下「法」という。)の施行については、民生委員法施行令(昭和23年政令第226号。以下「政令」という。)及び郡山市民生委員定数条例(平成26年郡山市条例第47号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(民生委員推薦会)

第2条 郡山市民生委員推薦会(以下「推薦会」という。)の委員の定数は、14人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 民生委員
- (2) 社会福祉事業の実施に関係のある者
- (3) 教育に関係のある者
- (4) 学識経験のある者

3 政令第2条第2項に規定する委員は、副委員長と呼称する。

4 推薦会の会議は、これを公開しない。

5 推薦会の委員長、副委員長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の推薦に関する議事については、これに参加することができない。

6 推薦会は、法第6条の規定に基づき民生委員を推薦しようとするときは、民生委員推薦調書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

7 推薦会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 推薦会に幹事及び書記各2人を置き、市長が任命する。

(平11規則43・平26規則4・一部改正)

(民生委員協議会の区域)

第3条 法第20条の規定による民生委員協議会を組織する区域は、市長が別に定め、これを告示するものとする。

(会長又は会長の職務を代理する者の報告)

第4条 民生委員協議会は、会長又は会長の職務を代理する者を定めたときは、速やかにその氏名、職業、年齢及び会長又は会長の職務を代理する者を定めた年月日を市長に報告しなければならない。

(平12規則50・一部改正)

(民生委員協議会連絡会)

第5条 民生委員協議会の会長は、その職務の連絡を図るため、郡山市民生委員協議会連絡会(以下「連絡会」という。)を組織するものとする。

2 連絡会に会長(以下「連絡会長」という。)を置き、連絡会を組織する民生委員協議会の会長の互選によって定める。

3 連絡会長は、連絡会の事務を掌理し、連絡会を代表する。

4 連絡会長の任期は、民生委員協議会の会長の任期による。ただし、連絡会長は、その任期満了後においても後任の連絡会長が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

- 5 連絡会は、第2項の規定により連絡会長を定めたときは、速やかにその氏名及び連絡会長を定めた年月日を市長に報告しなければならない。
- 6 連絡会長は、連絡会を開催したときは、そのつど会議の要旨を市長に報告しなければならない。
(平12規則50・一部改正)

(会務の状況記録)

- 第6条 民生委員協議会及び連絡会は、その事務の状況を詳細に記録し、保存しておかなければならない。
(平12規則50・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
(郡山市民生委員推せん会規則の廃止)
- 2 郡山市民生委員推せん会規則(昭和52年郡山市規則第17号)は、廃止する。

附 則(平成11年郡山市規則第43号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の郡山市民生委員法施行細則の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、改正後の郡山市民生委員法施行細則の相当規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則(平成12年郡山市規則第50号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の郡山市民生委員法施行細則の規定により組織された郡山市民生委員総務連絡会は、改正後の郡山市民生委員法施行細則の規定による郡山市民生委員協議会連絡会となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則(平成17年郡山市規則第77号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の郡山市民生委員法施行細則の規定に基づき提出されている民生委員推薦調書は、改正後の郡山市民生委員法施行細則の規定に基づき提出された民生委員推薦調書とみなす。

附 則(平成26年郡山市規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年郡山市規則第6号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。